令和6年度人権啓発フェスティバル運営業務委託に係る 企画提案競技実施要項

1 趣旨

「人権が尊重される社会づくり」のため、人権週間(12月4日~10日)を前に、楽しみながら人権を知り、人権について学び、誰もが自分らしく幸せな社会を考える多彩な内容を盛り込んだ「人権啓発フェスティバル」を開催し、県民の人権尊重意識の高揚を図ることを目的とする「令和6年度人権啓発フェスティバル運営業務」(以下「本業務」という。)の委託先の選定に関し、企画提案競技(以下「本件」という。)に参加しようとする者(以下「参加者」という。)が遵守しなければならない事項を定める。

2 契約に付する事項

- (1)業務名 令和6年度人権啓発フェスティバル運営業務
- (2)履行期間 契約締結日から令和6年12月20日まで
- (3) 業務概要 別紙「令和6年度人権啓発フェスティバル運営業務委託仕様書」の とおり
- (4) 限度額 3,521,100円(消費税及び地方消費税の額を含む)

3 参加資格

本件への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人であること。
- (3)受託業務に関するノウハウを有し、事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、 県との打合せ等に担当者が対応できる体制が整っていること。
- (4) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (5) 特定の公職者(その候補者を含む)または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とするものでないこと
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各 号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団(員)に経済上の利益や便官を供与している者
 - キ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的 に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 大分県庁で行う提案競技審査委員会に参加できること。

4 スケジュール

実 施 事 項	日 程
募集開始	令和6年7月 4日 (木)
質問書受付期間	令和6年7月 4日 (木) ~7月12日 (金) 17時
質問書への回答期限	令和6年7月19日(金)
企画提案書等提出期限	令和6年8月 1日(木)17時
審査(プレゼンテーション)	令和6年8月8日(木)午前(予定)
審査結果通知	令和6年8月9日(金)(予定)
契約締結	令和6年8月 9日(金)

5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」(別紙様式1)にて行うものとし、質問書は e-mail で提出すること。件名は「(質問)人権啓発フェスティバル運営業務委託(法人名)」とし、必ず電話にて到達確認をすること。

- (2) 質問書の受付期間及び提出期限
 - ① 受付期間 令和6年7月4日(木)から7月12日(金)17時まで
 - ② 提出 先 e-mail アドレス: a13710@pref.oita.lg.jp (大分県生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課 啓発班)
- (3)回答

質問書への回答は、7月19日(金)まで(予定)に、参加者全てに対し、e-mailで回答する。なお、質問事項の回答については、本実施要項の追加又は修正事項とみなす。

6 企画提案書等の提出

- (1) 本業務の目的等に留意のうえ次の企画提案書等を PDF ファイルで作成し、(2) に記載のとおり提出すること。
 - ①企画提案競技参加申込書(別紙様式2)
 - ②提案者概要書(別紙様式3)
 - ③企画提案書(様式自由、A4横、20ページまで)
 - ・仕様書に沿って、本業務の趣旨を踏まえた具体的な企画提案とすること。
 - ・仕様書に沿って、各業務内容の工程を明記すること。
 - ④見積書(様式自由、見積の根拠が分かる積算書を添付すること)
 - ⑤業務執行体制(様式自由)
 - ・本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、 県との打合わせ等に出席する専任担当者を明記すること。
 - ・協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務概要ごとに、 当該企業の住所、名称を併記すること。
 - ⑥誓約書(別紙様式4)
 - ⑦提案者の概要がわかるもの
 - ・企画提案に関する有効な資料や会社概要及びパンフレット、過去3年間に同様の事業に取り組んだ実績がある場合は、可能な限りその資料を添付すること。

- (2) 企画提案書等の提出期限及び提出先等
 - ① 提出期限 令和6年8月1日(木)17時まで
 - ② 提出先 e-mailアドレス: a13710@pref.oita.lg.jp
 - ③ 提出方法 e-mail (電子媒体に保存したものを持参又は郵送することも可) ※持参又は郵送の場合の提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号(別館1階) 大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課 啓発班

(3) その他

参加者につき提案は1件に限り、複数の提案は認めない。また、提出後の企画提 案書等の差し替えは受け付けない。

8 審査及び結果通知

(1) 企画提案書等の審査は、「令和6年度人権啓発フェスティバル運営業務委託に 係る企画提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)」において、企画 提案書類及び審査委員会でのプレゼンテーション等について「審査基準」に照ら して審査を行い、最優秀提案1件及び次点1点を選定する。

なお、審査委員会は令和6年8月8日(木)午前(予定)とする。

- (2)審査委員会では、参加者による企画提案に係るプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間は1者15分以内とし、超過した場合はその時点で打ち切る。その後、審査委員による質疑を行う。なお、質問は10分以内とする。
- (3)審査結果は、令和6年8月9(金)を目処に審査委員会に出席した全ての参加者に対して文書により通知する。
- (4) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて 保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任 は、参加者が負うこととする。

10 本件に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 県庁舎別館1階 大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課 啓発班 TEL 097-506-3177 e-mail a13710@pref.oita.lg.jp